

第五次笠岡市行政改革大綱 (集中改革プラン)を策定しました

笠岡市は、昭和57年から四次にわたる行政改革大綱を策定し、行政改革に取り組み、一定の成果を挙げてきました。

第四次笠岡市行政改革大綱が三月で終了したことを受け、国から示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」による「集中改革プラン」を包括した、第五次笠岡市行政改革大綱を策定しました。この大綱に明示した数値目標の達成や、効率的な行政運営に務め、より一層の行政改革を推進します。

基本方針は

- ① 行政の公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民への説明責任を十分果たし、情報の共有化を進め、開かれた市政の推進に取り組む。
- ② スクラップフォービルドの姿勢を継続しながら、既存の取り組みに加え、少子高齢化の進行や国が進める三位一体改革などの社会経済情勢の変化に対応する質的改革に取り組み、これまで以上に健全な財政基盤の確立、簡素で効率的な行財政システムの確立と市民協働による行政運営を進めようとするものです。
- そのため、次の五つの視点に立ち、具体的な行政改革を進めます。

定員管理の目標

第四次行政改革大綱の実施期間中、退職者不補充などを実施し、一般行政部門の職員数を、平成12年4月1日現在の386人から平成17年4月1日現在の324人（62人、16.1%削減）へと、全国平均の4.6%を大幅に上回る削減を行つてきました。

第五次の大綱では、定員管理の一層の適正化を図り、平



毎年度 9億円以内	
起債制限比率	9.5%未満
公債費比率	15%未満
経常収支比率	85%未満

財政運営の目標

起債発行額

基本方針を踏まえ、次のとおり数値目標を設定して取り組みます。

◆笠岡市自治基本条例の制定
◆事務・権限移譲の対応
(2)組織・機構等の見直し
組織・機構の定期的な点検・見直しを行い、環境の変化や市民ニーズに的確に対応できる簡素で効率的な組織・機構の構築を図るとともに、自然災害等に対応する危機管理体制を整備します。また、少子化に対応した施設規模の見直しを行います。

◆子どもたちの安全を確保する取組みの推進◆幼・小・中学校（園）の規模の適正化の検討◆幼稚園と保育所との一元化の検討など

平成十八年度から平成二十一年度までの四年間を、実施期間とします。

実施期間は

成22年4月1日における職員数を310人とします。

行政基盤の強化

目標は

(1)行政基盤の見直し

地方分権一括法の施行により、自己決定・自己責任による自治体運営が必要となっています。行政基盤の見直しを行い、簡素で効率的な行政システムの確立を図ります。

基本方針を踏まえ、次のとおり数値目標を設定して取り組みます。

◆笠岡市自治基本条例の制定
◆事務・権限移譲の対応
(2)組織・機構等の見直し
組織・機構の定期的な点検・見直しを行い、環境の変化や市民ニーズに的確に対応できる簡素で効率的な組織・機構の構築を図るとともに、自然災害等に対応する危機管理体制を整備します。また、少子化に対応した施設規模の見直しを行います。

◆子どもたちの安全を確保する取組みの推進◆幼・小・中学校（園）の規模の適正化の検討◆幼稚園と保育所との一元化の検討など